■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約締結日	履行期間 （納入期限）		適用条項 （地方自治法施行令 第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	会計室	会計室	大東市指定金融機関事務業務委託	㈱りそな銀行	¥27,500,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	地方自治法施行令第168条の2において、「指定金融機関は指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払いの事務を総括する」「指定金融機関は、公金の収納又は支払いの事務につき当該普通公共団体に対して責任を有する」ことと規定していることから、当該業務は、大東市指定金融機関であるもの以外では行うことができないものである。
2	会計室	会計室	大東市収納済通知書データ化等処理業務委託	㈱りそな銀行	¥10,797,600	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本市が希望する委託業務内容（OCR処理、消込データ作成、財務会計システムデータ作成、イメージデータ作成、成果物のLGWAN経由での納品、紙の収納済通知書の保管等）は、全収納代理金融機関から日々集約される収納済通知書を取扱う本市の指定金融機関以外には実施することができないため
3	会計室	会計室	口座振替データ分割統合業務委託	（株）DACS	¥1,127,981	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年3月31日	第6号	㈱DACSは、口座振替データをUSBで受け渡していた際に、りそな銀行と再委託をしていた会社であり、実質これまで口座引き落とし事務を行っていた業者である。それゆえに、りそな銀行との連絡調整も密であり、指定金融機関・収納代理金融機関間のデータ伝送のノウハウを有しており、事故・遅延も発生していない。以上の点から、業務の品質、安全性の面で、㈱DACSと契約することが有利であると考えられるため。